

鳥取県告示第230号

平成21年鳥取県告示第203号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき平成23年4月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 略				(1) 略			
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料			
区分		利用料		区分		利用料	
略				略			
音響 設備 器具	略			音響 設備 器具	略		
	ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき	1,320円		ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき	1,320円
	パワードスピーカー	一式1回につき	1,320円				
略				略			
略				略			
その 他	略			その 他	略		
	サインスタンド(A4横)	1台1回につき	100円		サインスタンド(A4横)	1台1回につき	100円
	サインスタンド(A3横)	1台1回につき	100円				
略				略			
備考 略				備考 略			
(3) サービスプラン				(3) サービスプラン			
名称	申込 期間	料金	備考	名称	申込 期間	料金	備考
略				略			
館内LAN配線サー	利用日の3週間前ま	4,000円 (1回線)	配線のみ。PC設置は行わない。	館内LAN配線サー	利用日の3週間前ま	4,000円 (1回線)	配線のみPC設置は行わない。

ビス	で	株式会社 鳥取県情 報センタ ー設定作 業 料 17,640 円 (1 催 事)					
略							
備考 略							
2 略							

附 則

この告示は、平成23年4月15日から施行する。